

美しく品格ある景観形成のために

景観は県民みんなで創り育てる未来への財産です



熊本県景観計画、景観条例のあらまし

熊本県

令和6年3月改定

1 はじめに

私達の県土は、緑や水に代表される自然と、先人が長い歴史の中で築き上げてきた文化や生活とがあいまって、場所ごとに特徴ある熊本の風土を形成しています。

熊本県では、熊本らしい個性ある豊かな景観を守り育て、緑豊かで潤いと安らぎのある県土の景観形成を図るため、景観法に基づく「熊本県景観計画」を策定しています。

良好な景観形成を図るためには、特に、一定規模を超える大規模な建築物等は、景観に与える影響が大きいことから、景観に配慮する必要があります。

熊本県では、景観法に基づく景観計画と景観条例の運用により、景観計画区域内で、一定規模以上の建築物の建築や工作物の建設等を行う場合、県への届出が必要となります。

2 熊本県景観計画区域（届出の対象となる区域）

「熊本県景観計画区域」は、「熊本県全域（景観行政団体及び自主条例市町村の範囲を除く）」となります。

また、景観計画区域内に、「景観形成地域」、「特定施設届出地区」を設定しています。

「景観形成地域」

県土の景観形成上重要な地域として景観計画に定める地域で、次の3地域を指定。

- ① 熊本空港周辺景観形成地域
- ② 天草景観形成地域
- ③ 水俣・芦北景観形成地域

「特定施設届出地区」

県内で、建築物等が集積し、又は集積するおそれのある区域のうち、景観形成を図る必要がある幹線道路の沿道の区域で景観計画で定める区域

※「景観行政団体及び自主条例制定市町村（次ページ 地図中：青地）」である以下の市町村の区域の景観法に関することは、各市町村へお問い合わせください。

区分	市町村名
景観行政団体 【18市町村】	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇城市、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、山都町、苓北町
自主条例市町村 【2市町村】	錦町、五木村

3 景観計画区域における良好な景観形成に関する方針

1 熊本らしい個性ある豊かな景観を守り育てる。

私達の県土は、緑や水に代表される自然と、先人が長い歴史の中で築き上げてきた文化や生活とがあいまって、場所ごとに特徴ある熊本の風土を形成している。

このような風土の個性を生かし、それぞれの地域で個性ある景観を適正に保全し、創造することによって、県民が郷土に誇りと愛着をもつことのできる熊本らしい景観を守り育てるものとする。



2 緑豊かな潤いのある快適な景観を創る。

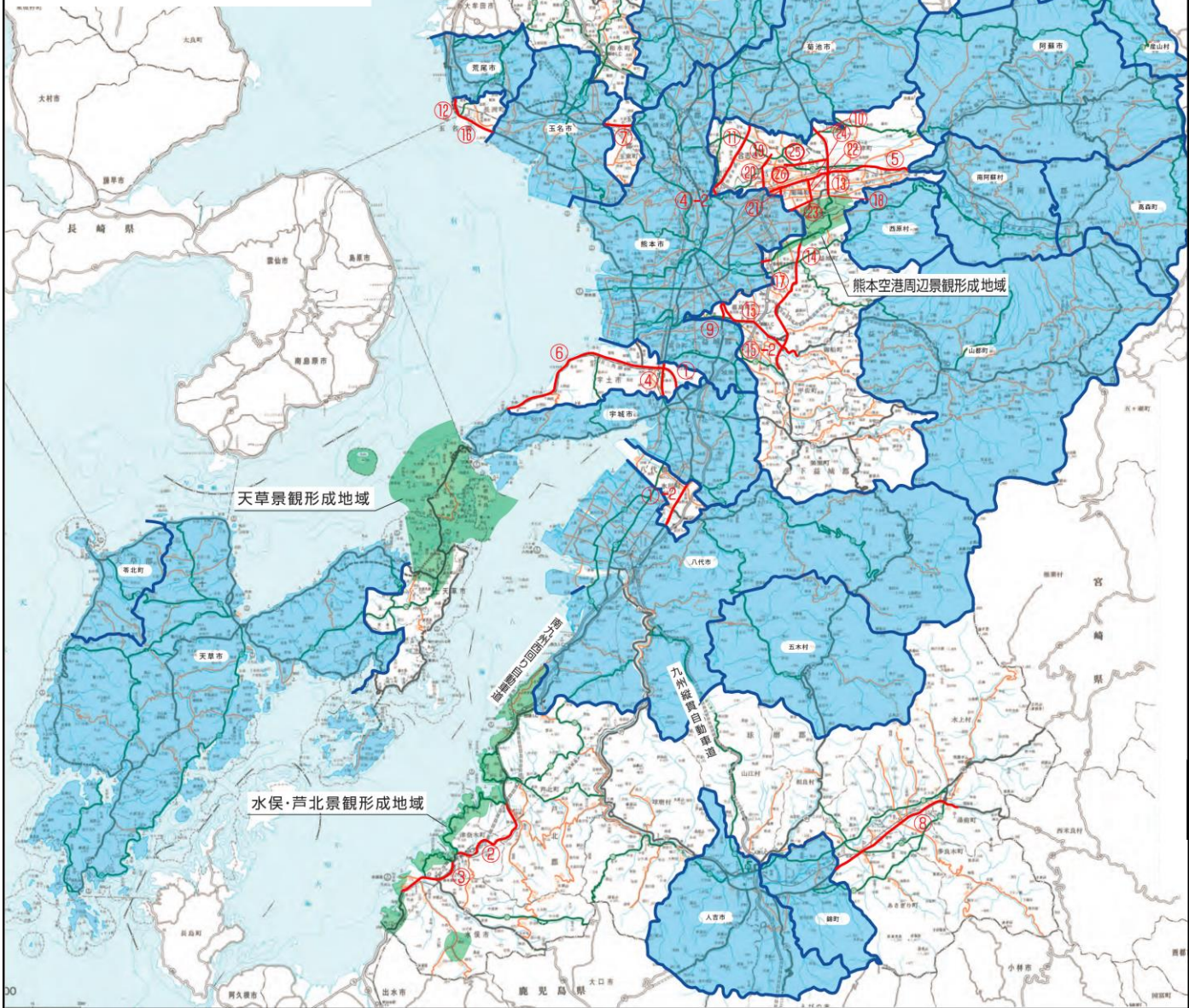
景観は地域の自然や文化の尺度であると同時にそこに住む人々にとって日常生活の環境となるものである。

日常生活を快適なものとするため、調和のとれた街なみや緑と水を生かした文化の香る空間をつくり、潤いとやすらぎに満ちた県土の景観形成を図るものとする。

熊本県景観計画地域・地区概要図

凡例

	景観形成地域
	特定施設届出地区(県指定)
	景観条例制定市町村



区分	市町村名
県景観計画区域 (地図中：白地) 【25市町村】	宇土市、上天草市、美里町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、合志市、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、水俣市、氷川町、芦北町、津奈木町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、山江村、球磨村
景観形成地域 (地図中：緑)	県土の景観形成上重要な地域として、次の3地域を指定 ① 熊本空港周辺景観形成地域 ② 天草景観形成地域 ③ 水俣・芦北景観形成地域
特定施設届出地区 (地図中：赤線)	県内で、建築物等が集積し、又は集積する恐れのある区域のうち、景観形成を図る必要があると認められる幹線道路の沿道の区域で景観計画で定める区域。

4 届出対象行為とその景観形成基準

<景観形成地域>

① 届出対象行為

区分	届出の必要な規模等の範囲の概要
建築物等(※1)の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> 床面積が10㎡を超える建築物 高さ1.5mを超える さく、塀、擁壁 高さ5mを超える煙突、高架水槽、電波塔等の工作物等
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> 伐採面積が500㎡を超えるか、または、高さ10mを超える木竹の伐採(ただし、林業等を営むため、または、木竹の保育のために通常行う行為等を除く)
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 90日を超えて、高さ1.5mを超えるか、または、水平投影面積が100㎡を超えて堆積するもの(ただし、建築物の存する敷地内で行う行為にあっては、高さ1.5mを超えて堆積するもの)
鉱物の掘採又は土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> 面積が500㎡を超えるか、または、高さ1.5mを超えるのり面又は擁壁が生じるもの
土地の区画形質の変更 (土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> 面積が500㎡を超えるか、または、高さ1.5mを超えるのり面又は擁壁が生じるもの(ただし、宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立て、干拓以外で農林漁業を営むために行う行為は除く)
屋外における自動販売装置の設置	
広告物の設置又は外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> 表示面積が1㎡を超えるもの(ただし、県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものや、はり紙、のぼり等で掲出期間が90日を超えるもの等を除く)

※1：建築物等とは、建築基準法第2条第1号に規定する建築物(塀を除く)及び規則で定める工作物をいう。

(注)届出の適用除外行為については、上記の他、景観法、景観法施行令及び景観条例施行規則に規定されています。

② 景観形成地域毎の景観形成に関する基本的な方向と景観形成基準

熊本空港周辺景観形成地域

【景観形成にあたっての基本的な方向】

熊本の“玄関”にふさわしい風格のある景観形成を図るため、次のことを景観形成の基本的な考え方とする。

- ① 田園景観の保全を図る
- ② 樹木の保全を図る
- ③ 阿蘇外輪への眺望をいかす
- ④ 高い視点場からの眺望を考慮した景観の形成を図る

【景観形成基準】

「熊本県景観計画」P19～21を御確認ください。

区域図	景観形成基準
	

天草景観形成地域

【景観形成にあたっての基本的な方向】

自然や地域特性と調和した豊かで活力のある海洋リゾート地らしい景観形成を図るために、次のことを景観形成にあたっての基本的な考え方とする。

- ① 豊かな海や海岸線を生かした景観形成
- ② 緑と地形を生かした景観の形成
- ③ 農漁村景観や歴史性を生かした景観の形成
- ④ 道路や海上からの眺望に配慮した景観形成

【景観形成基準】

「熊本県景観計画」P29～31を御確認ください。

区域図	景観形成基準
	

水俣・芦北景観形成地域

【景観形成にあたっての基本的な方向】

変化と起伏に富んだ自然や、それを巧みに利用してきた生活風景を守りながら、質の高い健全な観光・レクリエーション拠点として景観形成を図るため、次のことを景観形成の基本的な考え方とする。

- ① 変化に富んだ自然の彩りが鮮やかに感じられる景観づくり
- ② 地域固有の生活風景を守り、育てる景観づくり
- ③ 身近な歴史資源を守り、生かしていく景観づくり
- ④ 地域の美しい自然と調和した環境共生の景観づくり

【景観形成基準】

「熊本県景観計画」P41～43を御確認ください。

区域図	景観形成基準
	

< 特定施設届出地区 >

① 届出対象行為

区分	届出の必要な規模等の範囲の概要
特定施設（※2）及び同一敷地内の附帯施設で、その敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観形成地域の届出対象行為を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・床面積が10㎡を超える建築物 ・高さ1.5mを超える さく、塀、擁壁 ・高さ5mを超える煙突、高架水槽、電波塔等の工作物等 ・表示面積が1㎡を超える広告物 (ただし、県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く)

※2：特定施設とは、パチンコ店、マージャン屋、ゲームセンター、ガソリンスタンド、飲食店、スーパー、物販店、物品貸付業、ホテル、旅館、モーテル、広告塔、広告板、カラオケボックス、屋上広告等
 (注) 届出の適用除外行為については、上記の他、景観法、景観法施行令及び景観条例施行規則に規定されています。

② 景観形成基準

事項	基準
特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。 ・隣接する施設相互において沿道からみて連担性の保てる位置とする。 ・交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 ・広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。 ・さく、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ・道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ・太陽光発電施設については、周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所において、敷地の境界からできるだけ後退した位置とすること。特に設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。
特定施設及び附帯施設の高さに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電施設については、高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避けること。 ・建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。 ・外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ・電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。 ・広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。 ・色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。 ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とすること。 ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものをを使用すること。
特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設の実状によって中木、低木、グランドカバー等の組合せによる修景緑化に努める。 ・駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努める。 ・建築物・工作物等の周りには、修景緑化に努める。 ・広告塔、広告板その他の工作物の根本周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。 ・スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努める。 ・敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ポケットパークとなるようなスペースの確保に努める。 ・のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努める。 ・道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。

<大規模行為>

① 届出対象行為（景観形成地域の届出行為及び特定施設届出地区の届出行為を除く）

区分	届出の必要な規模等の範囲の概要
建築物の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ13mを超えるもの ・建築面積が1,000㎡を超えるもの
工作物の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが13m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物については、20m）を超えるもの ・工作物の敷地面積が1,000㎡を超えるもの ※ 県屋外広告物条例に基づく許可申請を受けるものを除く
さく、塀の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが2mを超え、かつ、長さが50mを超えるもの
鉱物の掘採又は土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の外観の変更に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの ・高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超えるのり面又は擁壁が生じるもの
土地の区画形質の変更（土地の開墾及び水面の埋立又は干拓を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・変更に係る土地の面積が3,000㎡を超えるか、または、高さ5mを超え、かつ、長さが10mを超えるのり面又は擁壁が生じるもの（ただし、宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立、干拓以外で農林漁業を営むために行う行為は除く）

（注）届出の適用除外行為については、上記の他、景観法、景観法施行令及び景観条例施行規則に規定されています。

② 景観形成基準

行為	事項	基準	
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共用地に設置する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。 ・大規模な太陽光発電施設については、景観への影響が大きいことから、設置する自治体及び近接の自治体の主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないようにすること。 ・設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 	
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電施設については、高さを抑え、周辺から人工物が突出することを避けること。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 ・外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。 ・附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とすること。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。 ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とすること。
		材料	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和するような材料を使用すること。 ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものをを使用すること。
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内は極力緑化に努めること。 ・既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。 ・太陽光発電施設については、稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連続性をなくさないこと。 	
さく及び塀の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩は、周辺の景観と調和に配慮すること。
		材料	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和するような材料を使用すること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・さく及び塀の周囲については、極力緑化に配慮すること。 	

※ 「地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石の採取」、「土地の区画形質の変更」に係る景観形成基準は、「熊本県景観計画」P51を御確認ください。

景観条例による景観形成のための取組み

1 公共事業等における景観形成の推進

景観計画に公共事業、公共施設の建築等で県土の景観形成に著しい影響を及ぼすものについて、景観形成指針（公共事業等景観形成指針）を定め、公共分野における景観形成に取り組んでいます。

2 県民、事業者の景観形成活動の推進

地域の住民の方々が、協力して景観形成やまちづくりに取り組まれる場合の支援制度として、景観形成住民協定制度を設けています。また、大規模な事業所と県との協定による景観形成の取り組みとして、特定事業者景観形成協定を設けて、景観への配慮をお願いすることとしています。

3 市町村における条例制定の推進

景観まちづくりは、地域の特性を十分に活かしたものでなければなりません。景観法においても、市町村主体の景観行政を推進するため景観行政団体という概念が導入されました。

このようなことから、県でも市町村の景観行政団体への移行や景観に関する自主条例の制定を通じた市町村主体の景観行政の推進に取り組んでいます。

4 県民、事業者に対する普及啓発と技術的援助

① くまもと景観賞

県土の景観形成や緑化等の地域づくりに大きく貢献している人々の功績を広く顕彰することにより、県民の景観形成への意識を高め、地域の個性を活かした熊本らしい景観の保全・形成を進めるため、表彰制度を設けています。

② 景観アドバイザー制度

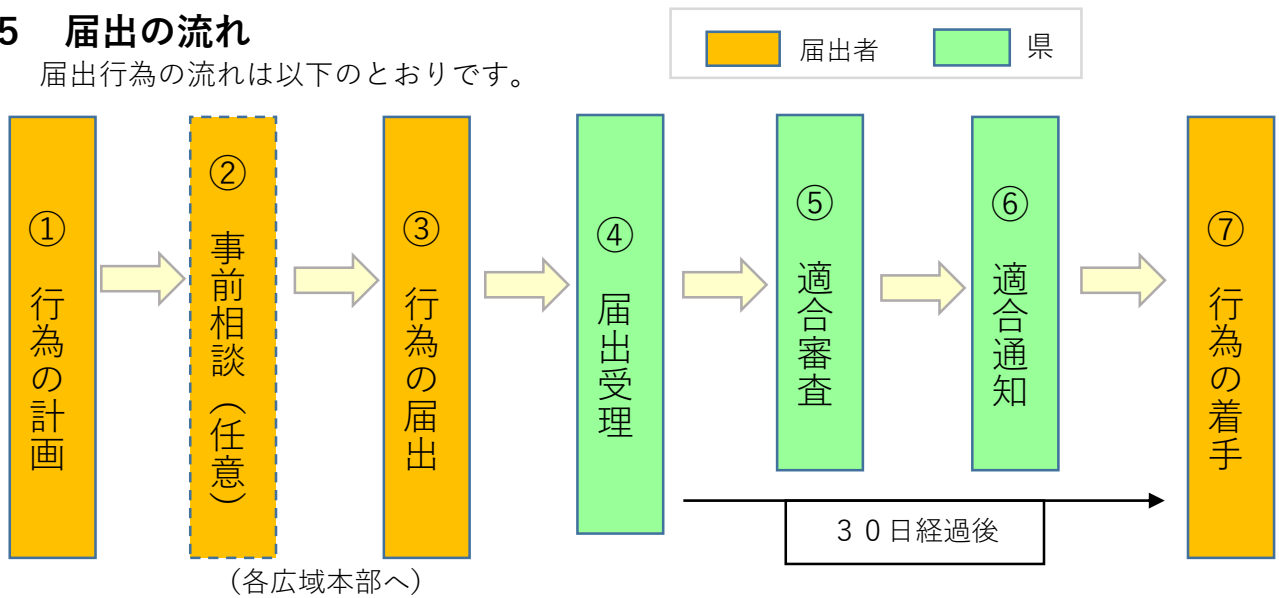
県土の景観形成の推進に資するため、市町村の景観行政に関する取り組みや県民の景観形成住民協定締結や自主的な景観形成活動に関して専門的アドバイスが必要であるとき、景観形成に関して、専門的知識、経験を持つアドバイザーを派遣する制度を設けています。

※「景観アドバイザー」制度については、詳しくは、こちらをご覧ください。



5 届出の流れ

届出行為の流れは以下のとおりです。



6 お問い合わせ先

届出に関するお問い合わせにつきましては、届出行為地を所管する下記の各広域本部景観建築課へお願いします。

所管地域	担当窓口
宇土市、上天草市、美里町、御船町、嘉島町、益城町及び甲佐町内の場合	熊本県 県央 広域本部土木部景観建築課 (熊本土木事務所) 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1 (防災センター5階) 電話：096-333-2793
合志市、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町及び菊陽町内の場合	熊本県 県北 広域本部土木部景観建築課 (菊池地域振興局) 〒861-1331 熊本県菊池市隈府1272-10 電話：0968-25-2729
水俣市、氷川町、芦北町、津奈木町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、山江村及び球磨村内の場合	熊本県 県南 広域本部土木部景観建築課 (八代地域振興局) 〒866-8555 熊本県八代市西片町1660 電話：0965-33-3117

※ 景観行政団体及び自主条例制定市町村である市町村の区域については、各市町村へお問い合わせください。

区分	市町村名
景観行政団体 【18市町村】	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇城市、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、山都町、苓北町
自主条例市町村 【2市町村】	錦町、五木村

熊本県土木部都市計画課 景観管理班

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

TEL：096-333-2522

FAX：096-387-1152

メールアドレス：toshikeikaku@pref.kumamoto.lg.jp

※ 景観届出の提出書類等詳しくは、熊本県のホームページで御確認ください。



熊本県 景観 届出

検索